

低入札価格調査制度における算定式について

1. 調査基準価格の算定について

令和4年3月4日付けの「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」に準じ、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額(①～④)の合計額を調査基準価格とします。

ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額を、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額を調査基準価格とします。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

注記1：予定価格算出の基礎となった額とは、予定価格の算出根拠となる額のことであり、必ずしも予定価格と一致するものではありません。

注記2：端数処理の方法について、上記の算定式に基づいて算出したそれぞれの額においては、一円未満を切捨てとし、①～④の合計額においては千円未満を切捨てとします。

なお、下水道工事（機械設備・電気設備）については、次表のとおり取扱います。

A 最低制限価格の区分	B 積算体系上の区分	
	(機器費)	(取付工事費)
直接工事費	機器費	直接工事費
共通仮設費		共通仮設費
現場管理費		現場管理費
		取付間接費
		設計技術費
一般管理費等	一般管理費等	

注記：各下水道工事（機械設備・電気設備）で積算したB欄の区分の金額の合計を、A欄の区分とみなします。なお、本表は調査基準価格を算定するために使用するもので、工事費の積算方法ではありません。

2. 失格基準価格の算定について

予定価格の10分の7.5を乗じて得た額を失格基準価格とします。ただし調査基準価格が予定価格の10分の8を下回った場合は、調査基準価格の10分の9を乗じて得た額とします。

3. 岩沼市が指定する競争入札の特例

「1. 調査基準価格の算定について」にかかわらず、岩沼市が指定する競争入札については、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲で割合を定め、当該割合を予定価格に乗じて得た額を調査基準価格とします。

なお、指定した場合は入札公告又は指名通知で、定めた割合を周知するものとします。

4. 対象工事について

令和6年4月22日以降の入札公告又は指名通知において低入札価格調査制度を実施すると記載した工事に適用します。

【問い合わせ先】

岩沼市総務部総務課契約係

電話：0223-23-0185